世田谷区生活文化政策部

文　化　・　国　際　課

世田谷区国際交流推進指針

はじめに

世田谷区の国際交流は、これまで子どもや教育機関、文化団体など、多様な主体同士の相互交流によって、長年にわたり積み重ねられてきました。

こうした市民ぐるみの交流は、人と人とのつながりを基盤として都市、市民間の信頼関係を育むもので、本区の国際交流の大きな特徴であるといえます。

一方、これらの交流はコロナ禍まで順調に進展してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での国際交流は一時途絶えました。その後、状況の改善に伴い、徐々に対面による交流が再開されています。

また、近年ではオンライン技術の普及や社会経済環境の変化により、国際交流の手法や役割は多様化しています。今後は、こうした変化を踏まえ、区民にとって身近で実感のある国際交流を、持続的に推進していくことが求められています。

本指針は、平成 30 年策定の「これからの国際交流のあり方」が策定から７年が経過したこと、また、コロナ禍による交流の中断や今日的な検討を加え、「世田谷区国際交流推進指針」として改め、その方向性を明確にすることを目的として策定するものです。

令和８年９月

1　指針策定の背景

世田谷区は、これまでカナダ・ウィニペグ市、オーストリア・ウィーン市ドゥブリング区、オーストラリア・バンバリー市の姉妹都市、また、台湾・高雄市やアメリカ合衆国・ポートランド市など交流都市・団体等との交流を中心に国際交流を推進してきました。

これら、姉妹都市、交流都市・団体等との関係形成は、区民の国際理解の促進に寄与するとともに、都市・市民間の信頼関係を育み、世田谷区の都市としての価値を高めるうえで重要な役割を果たしてきました。

しかし、2020 年からの新型コロナウイルス感染症の流行により、海外渡航が制限され、対面交流に制約が生じ、一時的に交流機会は減少します。その後、渡航制限は緩和され、事業が徐々に再開され、これまでの交流の蓄積を活かしながら、各都市・団体等との関係を深め、より効果的な取り組みにしていく必要があります。

また、コロナ禍以降のオンライン技術の進展、さらに、昨今の国際交流における新たな課題も取り入れ、区の国際交流のあり方を再定義する必要があります。

この指針は、従前の「これからの国際交流のあり方」を深化させ、恒久的な指針として示すことを目的に策定するものです。



２　これまでの国際交流の評価と課題

前章に記載のとおり、本区の国際交流は、姉妹都市及び交流都市・団体との長年にわたる交流の積み重ねにより、人的交流を中心とした相互理解の促進や信頼関係の構築に着実に成果を上げてきました。

特に、小中学生の派遣・受入をはじめとした教育交流は継続的に実施され、参加者や受け入れ校の生徒の国際理解の向上につながり、本区の国際交流の基盤として重要な役割を果たしてきました。また、教育交流に加えて、文化、スポーツ等の分野にも交流は広がり、市民レベルの交流を含め、多様な主体による取組が展開されてきました。

※詳細は下記参照

「３　国際交流の意義、効果　（２）世田谷区の国際交流　▸直近の姉妹都市、交流都市・団体との交流実績」

一方、こうした取組の蓄積はあるものの、現在、以下の課題が明らかになっています。

（１）交流の成果の可視化・共有

これまで個々の事業の成果は蓄積されているものの、それらが区民全体に十分に共有されているとは言えず、国際交流の意義や効果の理解が広がっていない状況で、交流の広がりに課題があります。

（２）区全体としての戦略性の不足

これまでの交流は各事業単位で縦割りに展開されている側面があり、区としての分野横断的な展開が十分とは言えません。結果として、交流の成果が政策全体に十分に活かされていない状況があります。

（３）庁内連携及び推進体制

国際交流に関する情報の集約や調整の仕組みとして庁内の会議体は存在しますが、様々な交流提案や可能性についての議論が俎上に上がっておらず、全庁的な視点での連携や議論の体制強化が必要です。

（４）交流手法の転換への対応

デジタル技術の推進を背景にオンラインでの交流の有効性が確認された一方で、その活用が限定的であり、対面交流との戦略的な組み合わせや手法の整理が十分に進んでいるとは言えません。

こうした状況を踏まえると、これまでの取組は一定の成果を上げてきたものの、区民への還元や政策への反映、事業展開の戦略性という点で見直しが必要な段階にあります。

今後は、これらの課題を踏まえ、国際交流の目的と効果を明確化するとともに、区全体としての方針を定め、戦略的に事業を展開し、その成果を区民生活や施策に着実につなげていく必要があります。

次章では、これらを踏まえ、本区における国際交流の意義と効果を整理します。

3　国際交流の意義、効果

（1）地方自治体の国際化政策と国際交流

地方自治体の国際化政策には、「国際交流」「国際協力」「多文化共生」の３つの大きな流れがあります。

1960 年代から 1980 年代前半に始まったのが「国際交流」で、人と人との草の根の交流が相互理解を深め、自治体レベル、国レベルの親善につながり、平和に寄与するという理念に基づき、多くの自治体で海外の都市との姉妹都市交流に代表される国際交流が始まりました。

その後、1990 年代に始まったのが「国際協力」です。当時、日本からの技術供与など自治体独自の海外への協力活動が展開されていることを踏まえ、従来の国際交流の実績を背景としつつ、互いの地域の発展のために地域レベルで協力しあう「国際協力」が新たなテーマとして加わりました。

さらに、1990 年、2000 年代以降「多文化共生」が加わります。当時、発展途上国からの研修・技能実習生、日本人の配偶者など様々なかたちで外国人人口が増加したことから、平成 18 年（2006 年）に国で国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことを目指す「多文化共生推進プラン」が提言され、さらに令和 5 年に、そのプランが改訂されました。区においては、平成 31 年に世田谷区多文化共生プラン、令和 6 年に世田谷区第二次多文化共生プランが策定され、現在に至ります。

（2） 世田谷区の国際交流

世田谷区では、1970 年（昭和 45 年）のカナダ・ウィニペグ市との姉妹都市提携以降、姉妹都市（※注１）と国際交流を行ってきました。また、平成 30 年の「これからの国際交流のあり方」以降、テーマごとに交流を行う交流都市・団体（※注２）との交流も行ってきました。これまでの姉妹都市、交流都市・団体との経過を振り返ると以下の通りです。

※注１：姉妹都市

姉妹都市提携に基づき取り組みを進める海外都市のことをいう。

（※３姉妹都市との姉妹都市提携は区議会の議決を経て行っている。）

※注２：交流都市・団体

姉妹都市提携によらず、各都市や海外の団体等との協議・提案に基づき、個別の協定や覚書等の手法により、個別のテーマでの交流を推進する海外都市・団体等のことをいう。

▸直近の姉妹都市、交流都市・団体との交流実績

≪姉妹都市≫

ウィニペグ市（姉妹都市提携：1970 年（昭和 45 年）10 月 5 日）

年　度	内　容
令和 8（2026）	第 27 回 世田谷区中学生代表団 派遣（予定） 第 25 回 ウィニペグ市中学生親善訪問団　来訪（予定）
令和 7（2025）	姉妹都市提携 55 周年記念親善訪問団　ウィニペグ市訪問
令和 6（2024）	第 26 回 世田谷区中学生代表団　派遣 第 24 回 ウィニペグ市中学生親善訪問団　来訪
令和 2（2020）	姉妹都市提携 50 周年（コロナ禍につき親善訪問、式典等は中止）
令和元（2019）	第 25 回 世田谷区中学生代表団　派遣 第 23 回 ウィニペグ市中学生親善訪問団　来訪

ウィーン市・ドゥブリング区（姉妹都市提携：1985 年（昭和 60 年）5 月 8 日）

年　度	内　容
令和 8（2026）	第 1 回世田谷区中学生代表団　派遣（予定）
令和 7（2025）	第 32 回 世田谷区小学生代表団　派遣
令和 6（2024）	姉妹都市提携 40 周年記念親善訪問団　ドゥブリング区訪問 第 31 回 世田谷区小学生代表団　派遣
令和 5（2023）	第 30 回 世田谷区小学生代表団　派遣
令和元（2019）	姉妹都市提携 35 周年記念親善訪問団　ドゥブリング区訪問 姉妹都市提携 35 周年記念親善訪問団　世田谷区訪問 第 29 回 世田谷区小学生代表団　派遣

バンバリー市（姉妹都市提携：1992 年（平成 4 年）11 月 10 日）

年　度	内　容
令和 8（2026）	バンバリー市マラソン大会への区民ランナー 派遣 第 26 回 バンバリー市小学生親善訪問団 来訪（予定） 第 5 回 世田谷区中学生代表団派遣（予定） 世田谷 246 マラソン大会へのバンバリー市民ランナー 受入（予定）
令和 7（2025）	バンバリー市マラソン大会への区民ランナー 参加（オンライン） 第 4 回 世田谷区中学生代表団 派遣 第 25 回 バンバリー市小学生親善訪問団 来訪

令和 7（2025）	第 32 回 世田谷区小学生代表団 派遣 世田谷 246 マラソン大会へのバンバリー市民ランナー 受入 世田谷美術館での交流写真展
令和 6（2024）	バンバリー市マラソン大会への区民ランナー 参加（オンライン） 第 24 回 バンバリー市小学生親善訪問団 来訪 第 31 回 世田谷区小学生代表団 派遣 世田谷 246 マラソン大会へのバンバリー市民ランナー 受入
令和 5（2023）	バンバリー市マラソン大会への区民ランナー 参加（オンライン） 第 3 回 世田谷区中学生代表団 派遣 第 30 回 世田谷区小学生代表団 派遣 世田谷 246 ハーフマラソン大会へのバンバリー市民ランナー招待（オンライン） バンバリー市での交流写真展（スクリーン投影展示）
令和 4（2022）	バンバリー市マラソン大会への区民ランナー 参加（オンライン） 姉妹都市提携 30 周年記念事業（オンラインによる交流） 世田谷 246 ハーフマラソン大会へのバンバリー市民ランナー招待（オンライン）
令和 3（2021）	バンバリー市マラソン大会への区民ランナー 参加（オンライン） 世田谷 246 ハーフマラソン大会へのバンバリー市民ランナー招待（オンライン）
令和元（2019）	バンバリー市マラソン大会への区民ランナー 派遣 第 23 回 バンバリー市小学生親善訪問団 来訪 世田谷 246 ハーフマラソンへのバンバリー市民ランナー 受入

≪交流都市・団体≫

高雄市（覚書締結日：2019 年（平成 31 年）1 月 9 日）

年　度	内　容
令和 8（2026）	せたがやジュニアオーケストラ・高雄市青少年交響楽団交流コンサート（高雄市開催） 高雄市マラソン大会への区民ランナー 派遣（予定）
令和 7（2025）	せたがやジュニアオーケストラ・高雄市青少年交響楽団交流コンサート（世田谷区開催） 覚書更新（5 年）に伴う高雄市訪問
令和 4（2022）	覚書更新（3 年）令和 5（2023）年 3 月
令和 3（2021）	覚書有効期間延長（1 年）令和 4（2022）年 1 月
令和元（2019）	世田谷区・高雄市交流コンサート（高雄市開催）
平成 30（2018）	「高雄市と世田谷区との文化交流に関する覚書」締結　平成 31（2019）年 1 月 9 日

ポートランド市

年　度	内　容
令和８（2026）	ポートランド市マウントテーバー中学校親善訪問団 来訪 第１回 世田谷区中学生代表団　派遣（予定）
令和７（2025）	ポートランド市マウントテーバー中学校親善訪問団 来訪
令和６（2024）	ポートランド市マウントテーバー中学校親善訪問団 来訪
令和５（2023）	ポートランド市マウントテーバー中学校親善訪問団 来訪
令和３（2021）	ポートランド市職員実務研修生 来訪（みどり３３推進部）
令和元（2019）	ポートランド市長 来訪

（３）本区における国際交流の意義と効果等

この指針では、上記（１）、（２）の経緯を踏まえ、今日の世田谷区にとっての国際交流の意義と効果を次のように定義します。

【定義】

姉妹都市や交流都市・団体との継続的な関係形成を通じて相互理解を深め、市民、小中学生、教育機関、文化団体、行政など多様な主体による人的交流を積み重ね、その成果を区民生活および区の施策に還元していく取り組み。

世田谷区の国際交流は、これまで、行政間の交流に加え、小中学生をはじめ教育交流を中心に発展し、他の分野の交流もあわせて多様な交流を行ってきた点に大きな特徴があり、それらの多層的な交流の蓄積が、市民や都市・団体等との持続的な信頼関係を支える基盤となっています。

区は、区の事業としての教育交流等を中心に国際交流を推進するとともに、あわせて区民・市民の自主的な交流ができるよう関係者との調整を行い、多様な交流を創出し、以下の効果をもたらすことができるよう取り組んでいきます。

【効果】

(1) 区民の国際理解の促進

多様な交流を通じて海外の多様な文化や価値観に触れる機会を創出し、それらを積極的に発信することで、区民一人ひとりの国際理解を深め、区の国際化の推進を図ります。

(2) 人的ネットワークの形成

市民、学校、文化団体などを通じた交流により、世代や分野を超えた人的ネットワークを形成します。

(3) 行政施策への知見の還元

姉妹都市、交流都市・団体との交流・意見交換で得られた知見を、双方の都市等の教育、文化、地域活動などの行政施策に活かします。

(4) 自治体外交の推進

交流の背景や目的を的確に理解し、相互交流を行い、相互理解と信頼関係を育みながら、国家間の外交に加え、国際社会における自治体間交流を通じて、自治体外交を推進します。

4　国際交流事業の推進方針

今後の国際交流事業の推進にあたっては、上記「３」で定義した意義と効果を踏まえ、以下の方針に基づき事業を推進することとします。

（１）各指針

NO.	方　針	内　容
1	**既存の姉妹都市、交流都市・団体との交流の深化**	**１．これまで交流のある姉妹都市、交流都市・団体との関係は区の重要な財産という認識に立ち、姉妹都市については、新たな姉妹都市の拡大そのものを目的とはせず、既存の姉妹都市との交流の充実を図る。** **２．交流都市・団体については、現在、関係のある交流都市・団体との交流の充実を一義的に検討し、さらなる深化を図る。**

2	交流都市・団体との多様なテーマ型交流の推進	1．既存の交流都市・団体とは、先方との協議により、分野の拡大を図り、多様な交流を創出する。 2．新規の交流都市・団体からの交流の申し出があった場合は、まずは、姉妹都市提携によらず、テーマ型交流として位置付けて交流を行うことを説明し、下記（2）の条件に照らし、交流実施の方向性を区全体で確認のうえ、実施の可否を検討する。 3．既存・新規の交流都市、団体とのテーマ型交流の実施にあたっては、原則として、各交流の主体となる所管部が予算計上等を行う。
3	多様な交流推進のしくみの整備	1．姉妹都市、交流都市・団体を含め、海外都市や関係機関からの交流の充実を図ることを目的に、文化・国際課において、庁内における国際交流に関する情報を集約する。 2．各都市等との調整・協議を行うため、従前からの国際化に関する検討組織である「国際化推進協議会、国際化推進委員会」を活用し、区全体で組織的に海外都市等との交流提案を検討する。（１２ページ図参照）
4	区内大使館等との連携による交流の推進	1．区内の大使館及び区がホストタウンとして連携する米国大使館等と連携し、国際理解と交流の機会を広げる。 2．一般財団法人自治体国際化協会など専門関係機関からもアドバイスを得ながら、多様な交流を推進する。
5	オンラインを活用した継続的な交流の実施	訪問交流に加え、オンライン交流を活用することで、時間や距離に左右されない継続的な交流機会を確保する。 （例） ・ＺｏｏｍやＴｅａｍｓを活用した子どもたちによる双方向の文化紹介プレゼンテーション、意見交換 ・ＺｏｏｍやＴｅａｍｓを活用した文化活動プレゼンテーション、意見交換
6	自治体外交としての視点を持った交流の推進	国ではなく、地方自治体が主体となって国境を越えて行う国際交流である自治体外交の視点に立ち、双方の都市等の魅力を高め、国際ネットワークの形成を推進する。

（2）交流推進の条件について

上記交流推進にあたって、交流先となりうる都市等については、以下の視点から各都市等の交流提案や区のニーズを踏まえ、国際化推進協議会、国際化推進委員会で適宜、実施の方向性を協議します。

①基礎的な条件

双方の都市等をお互いの区民、市民が安心して行き来することを前提にすると、良好な治安・衛生環境、政治・経済情勢の安定は重要な要素です。

検討にあたってはこれらの条件を外務省、各国大使館、関係団体等から情報収集して、交流実施の必要性を検討します。

②地域

交流の地域については、区の３つの姉妹都市が北米（カナダ）、中央ヨーロッパ（オーストリア）、オセアニア（オーストラリア）にあること、また、交流都市・団体として、アメリカ・ポートランド市が北米、台湾・高雄市がアジアにあることを踏まえて、世界の各地とバランスよく交流を図ることができるよう考慮します。

さらに、アジア地域に関しては、渡航の距離、時間が短く、他の地域よりも対面の交流が行いやすい利点も加味して、交流を検討します。

③分野

１）教育交流

これまで区の国際交流において、区立小・中学生とのをはじめとした教育分野の交流は大きな役割を果たしてきました。児童・生徒の様々な体験や、交流で育まれた相互の市民の信頼関係は、将来にわたって両都市をつなぐ貴重な財産です。こうした観点から教育交流での効果が高い交流を重点的に検討します。

また、区立小中学生の交流に加え、このほか若者世代同士の交流の可能性や交流主体についても、交流先の候補と調整を行います。

・外国文化や海外での教育体験を通じてグローバルな視点を身につける。

・海外の生活を体験し、国際理解を深める。

２）多様な交流への発展の可能性

交流のテーマには、教育交流に加え、文化・芸術、スポーツ、産業、観光、まちづくり、福祉など様々なものが考えられます。

交流先の検討にあたっては、教育に加え、多様な交流への発展の可能性が予想できる交流都市・団体との交流を基本とします。

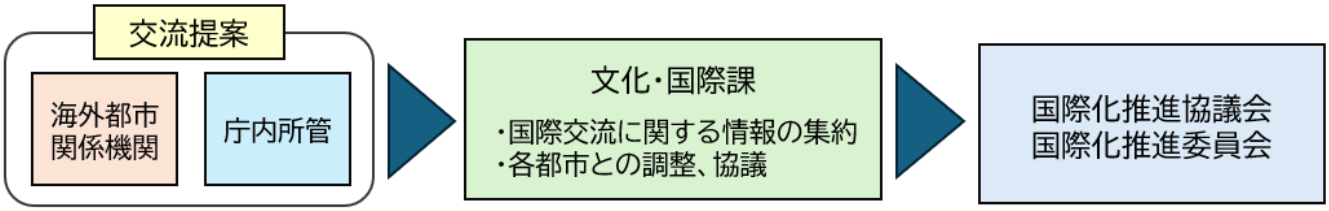
④その他（各都市固有の条件）

上記１）、２）に加えて、次の３つの要件に基づいて検討を深めます。

・相手方に交流の意思があること

・交流に際しての人的資源（キーパーソン、委員会など）が存在し、継続して交流する可能性が高いこと

・オンライン等を活用した交流も含めた双方向での交流が見込まれること



5　今後の国際交流推進の重点課題

４の推進方針を踏まえ、今後以下の点に重点を置き、継続して、検討し、事業を推進します。

（１）情報発信

①区民に向けた積極的な情報発信

姉妹都市や交流都市・団体に関する区民の認知度は現在、必ずしも高くない状況です。

このことを踏まえ、交流の意義や今後の発展の可能性など、姉妹都市や交流都市・団体との交流の様子や意義の情報発信の強化が必要となっています。

今後、以下の情報発信を強化し、区民の理解促進に取り組みます。

１）区のお知らせ、チラシ、ＨＰなど多様な媒体での周知

２）区立施設や国際交流センターなど区の関連施設・団体での講座・周知等

これらを通じて、区民が海外とのつながりを実感できるよう取り組みます。

②海外都市等への魅力発信

区民に向けた情報発信とあわせて、世田谷区の魅力や交流資源等をＷＥＢ等にまとめて可視化し、海外都市等にも世田谷区との交流の意義を理解できるよう、海外都市等に対する多様な情報発信に取り組みます。

（２）海外都市等との調整の体制強化

国際化推進協議会や国際化推進委員会の会議体を活用し、海外都市等からの交流提案、また、区からの交流提案の手順、しくみを明確にするとともに、迅速かつ効果的に交流事業を調整・企画し、実施できるよう引き続き体制強化に取り組みます。

調整にあたっては、区の所管部の事業のみならず、各所管部が把握できうる市民レベルでの交流資源についても調査し、姉妹都市、交流都市・団体と市民ぐるみでの交流につながるよう取り組みます。

（３）国際交流センター（クロッシングせたがや）の充実

国際交流の拠点としてのクロッシングせたがやが移転拡大する機会を捉えて、情報発信や国際交流団体の活動支援、交流の担い手育成などを強化し、国際交流事業の多様な充実を図ります。

（４）国際平和交流基金の活用

今後の交流推進にあたっては、現在の国際平和交流基金の更なる活用により、国際交流、協力、貢献、地域で実践する国際交流に加え、海外から区に招く交流、区から海外に赴く交流等多様な交流に基金を活用できるよう、基金活用のしくみについて検討します。

6　おわりに

世田谷区には、姉妹都市、交流都市・団体との交流を中心に、これまで多様な交流の実績があります。一方で、区民にさらなる浸透を図り、区全体として交流を組織的に推進するにあたっては、課題があったことを踏まえ、このたび、この指針を取りまとめました。

今後、この指針で掲げた６つの指針に基づき、区全体として国際交流を推進し、交流にかかわる市民、区民の友好関係の構築を通じて、区民の国際理解を推進し、区の都市の価値の向上を図り、双方の都市等の発展に寄与するよう取り組んでいきます。